



中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会における 中小企業支援機関の見直しの検討状況について

平成 2 9 年 3 月 2 7 日

中小企業庁

中小企業経営支援分科会について

中小企業経営支援分科会委員

阿部 眞一	全国商店街振興組合連合会副理事長
石井 淳蔵	流通科学研究所所長
大浦 敬子	(株) おとなの学校代表取締役
河原 万千子	日本公認会計士協会 中小企業施策調査会副委員長
木村 千恵子	京都リサーチパーク株式会社 執行役員本部長補佐
小出 宗昭	富士市産業支援センターf-Bizセンター長
小正 芳史	全国中小企業団体中央会副会長
瀬戸川 礼子	ジャーナリスト、中小企業診断士
曾我 孝之	日本商工会議所中小企業経営専門委員会共同委員長
高井 章光	日弁連中小企業法律支援センター事務局長
高澤 彰	(一社) 中小企業診断協会理事・埼玉会長
高田 坦史	(独) 中小企業基盤整備機構理事長
高橋 はるみ	北海道知事
竹岡 八重子	弁護士(光和総合法律事務所)
西川 太一郎	荒川区区長、特別区長会会長
沼上 幹(※)	一橋大学副学長
浜野 慶一	(株) 浜野製作所代表取締役
平野 豊	日本税理士会連合会副会長
松島 茂	東京理科大学大学院 教授
光畑 由佳	(有) モーハウス代表取締役
村上 政博	成蹊大学教授、一橋大学名誉教授、弁護士
森 義久	全国商工会連合会副会長

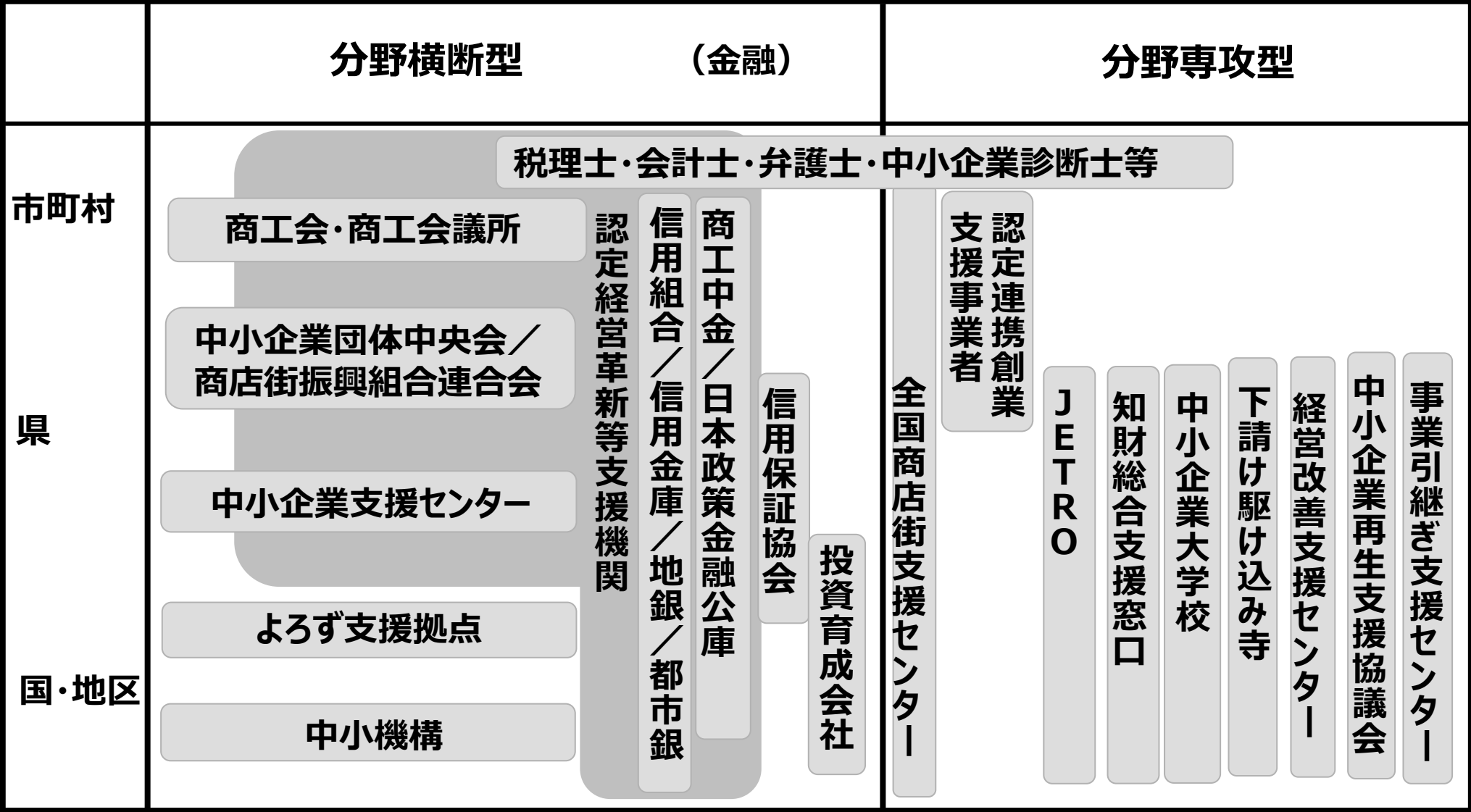
※分科会長

開催経緯

1. 平成28年11月以降、中小企業支援機関の在り方について検討を行うため、本分科会を計4回開催。
2. これまでに、
 - ①目指すべき方向性と今後の議論の主な対象、
 - ②各支援機関からの経営支援に関する報告、
 - ③中小企業者やよろず支援拠点の利用者に対するアンケート結果、
 - ④よろず支援拠点や認定経営革新等支援機関の今後の在り方、
 - ⑤個別経営課題について支援機関に期待すること、等について審議を行ってきた。
3. 5月～6月に、中間取りまとめを行う予定。

【参考 1】中小企業支援機関の全体像

※ 分野横断型は幅広い分野に対応していることを意味しており、必ずしも専門的な対応を行っていないということではない。下図は、それぞれの支援機関の主な役割を概略的に示したもの。



【参考 2 - 1】調査の趣旨・目的、調査方法

【調査の趣旨・目的】

中小企業・小規模事業者にとって、真に必要な中小企業・小規模事業者支援について、事業者目線に立った支援の在り方を把握。

【調査方法】

①調査対象

平成 2 5 年 3 月～ 2 8 年 4 月までに実施した計 3 3 回の「ちいさな企業 成長本部」、「ちいさな企業 発展会議」、「ちいさな企業 交流キャラバン」への参加事業者（3 0 9 社）。

②調査実施方法

インターネット調査（匿名）

③調査機関

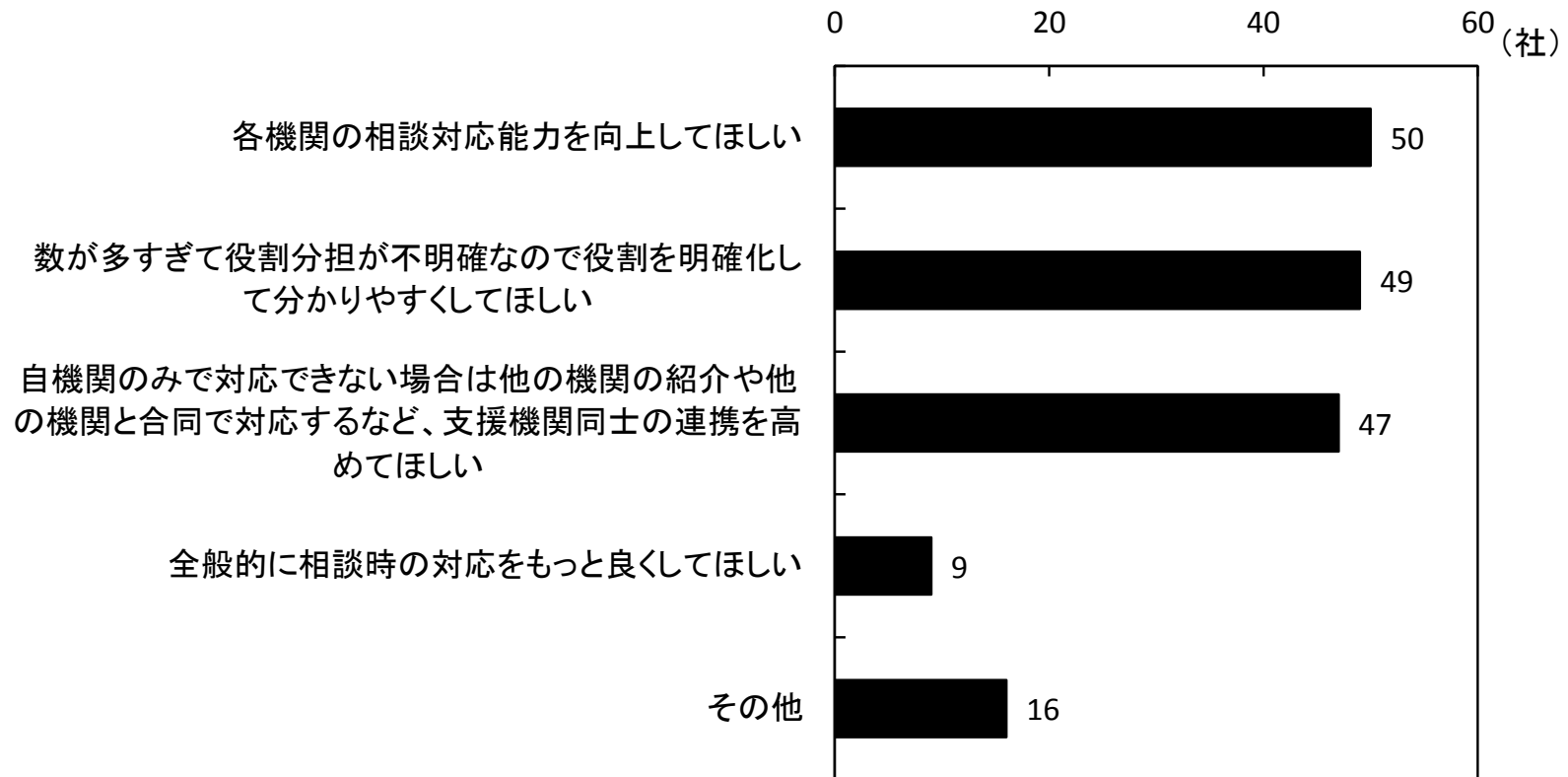
平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日～ 2 9 年 2 月 3 日

④回答率

5 5 . 3 % （ 1 7 1 社）

【参考 2 - 2】中小企業支援機関に対する期待

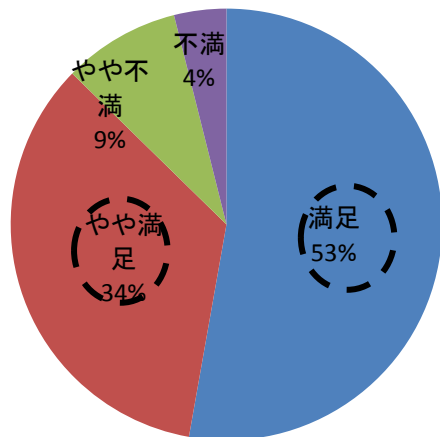
- 中小企業支援機関に対する期待としては、「各機関の相談対応能力を向上してほしい」、「数が多すぎて役割分担が不明確なので役割を明確化して分かりやすくしてほしい」といったものが多い。このほか、「支援機関同士の連携を高めて欲しい」といったニーズもある。



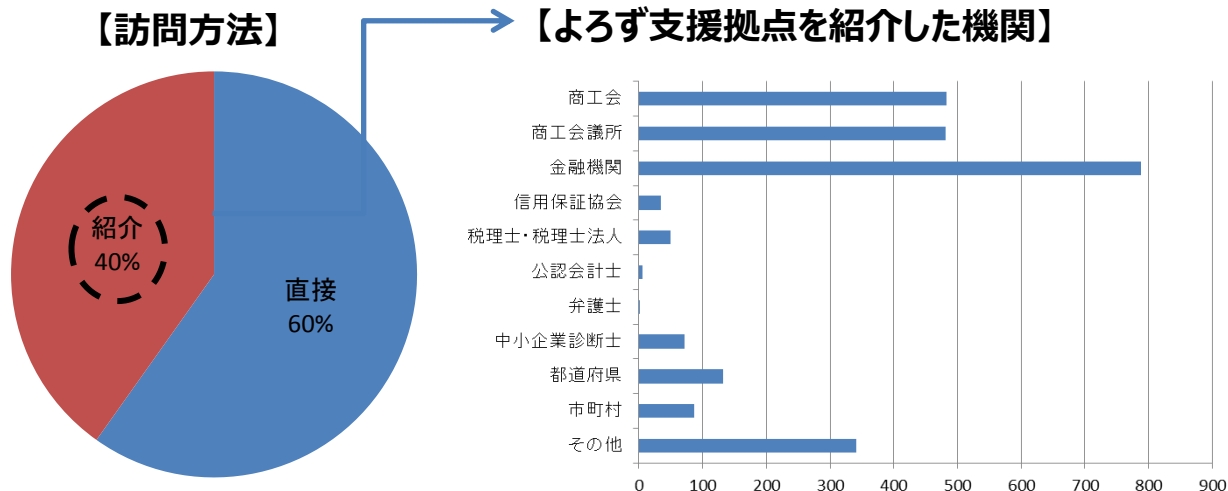
【参考3】よろず支援拠点の利用者向けアンケート結果＜ポイント＞

※本年4月～8月によろず支援拠点を利用した事業者を対象。回答率29.6%（5,897者／19,879者）

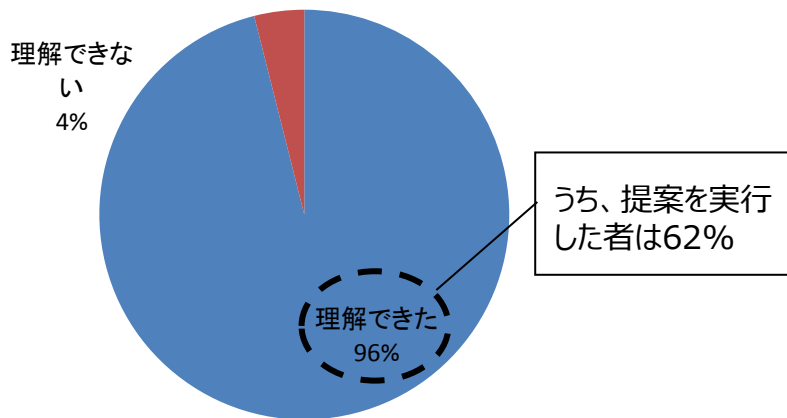
●支援の満足度は高い（87%）



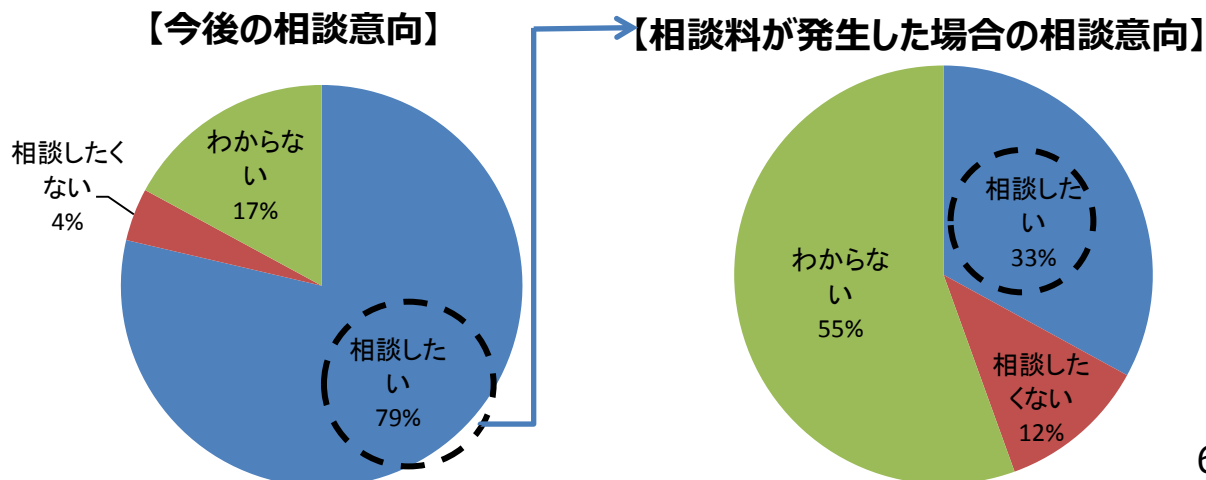
●金融機関、商工会・商工会議所からの紹介が多い。



●多くの者が提案を理解し、提案を実行。



●多くの者が今後も相談を希望し、相談料が発生しても相談したいと思っている者もいる。



【参考４－１】よろず支援拠点の課題とその要因

【よろず支援拠点の運営に対する意見※等】

※分科会での意見、アンケート、チーフコーディネーター等からのヒアリング結果等を集約したもの。

- 質のバラツキがある。
- 相談対応が上から目線。
- フォローがない。
- 単なる施策紹介など他の支援機関でも解決可能な課題対応を積極的に行う拠点もみられる。
- 他の支援機関との連携や役割分担が充分でない拠点もある。
- 評価が相談対応件数等の数値実績に偏っており、よろず支援拠点のミッションを確認するのにふさわしくない。
- チーフコーディネーターと実施機関が上手く連携できず、効果的な運営ができていない拠点も存在。
- 良い支援への表彰やベストプラクティスの普及・広報を図るべき。

【考えられる要因】

A : 相談対応の在るべき姿が不明確

B : ミッションが不明確。また、他の支援機関による支援やよろず支援拠点への期待に関する把握が不十分

C : 評価における相談対応件数のウエイトの高さ

D : 両者の調整を行うべき機関が不明確

E : 成果の普及・広報に関する取組が不十分

【参考４－２】よろず支援拠点の今後の運用の主なポイント

1. ミッションの明確化＜要因Ｂに対応＞

- ① **専門性の高い高度な提案**により、**売上拡大などの経営課題**を解決
- ② **他の支援機関との連携を強化**し、その**足らざる点を補い、地域全体として最高水準の支援**を実現

2. より客観的で透明な評価を含み質の向上に資するPDCAの確立

- ① 相談対応のあるべき姿を明確にするため、**高水準の実績を挙げる者の対応に基づく行動指針**を策定＜要因Ａに対応＞
- ② 評価においては、この**行動指針を活用し、数字に現れないパフォーマンス評価**も追加（数値目標とのバランスに留意）＜要因Ｃに対応＞
- ③ **地域の支援機関の声の把握**と計画策定と評価への**反映**（反映の仕方は地域の実情を踏まえ、各拠点と全国本部で要相談。）＜要因Ｂに対応＞

3. 関係者の役割分担の明確化＜要因Ｄに対応＞

プレイヤーとマネージャーの役割の再整理（チーフコーディネーターはプレイヤーで全国本部がそれをサポート、実施機関はマネージャーで経済産業局がそれをサポート（実施機関とチーフコーディネーターの調整を含む。））

4. 成果の普及等＜要因Ｅに対応＞

他の支援機関に対する**支援ノウハウの共有**やよろず支援拠点の**広報**等

【参考 5】認定経営革新等支援機関の概要

1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現 中小企業等経営強化法）の一部改正により、本制度を措置（平成 2 4 年 8 月 3 0 日施行）
2. 本制度の趣旨

①法律で規定する「経営革新等支援業務」（経営革新等や経営力向上に取り組む中小企業等の経営状況の分析や事業計画の策定に関する助言等）を適確に実施できる者を国が認定。

②上記の業務は認定を受けていない支援機関も実施できるが、より信頼のできる支援機関を選択できるようにすることが本制度の目的。
3. 認定基準

①税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。

②法定業務（経営革新等支援業務）に係る 1 年以上の実務経験を含む 3 年以上の実務経験を有していること。

③業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。

○認定状況（平成 2 9 年 2 月時点）

税理士	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中小企 業団体 中央会	中小 企業 診断 士	民間コン サルティン グ会社	その他	金融 機関	合計
17,681	2,189	2,036	67	1,480	91	47	372	43	501	570	392	487	25,956

※本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定支援機関としての体制に含めている。